

# 中小企業の資金調達と財政金融 支援政策の効率化

——長崎県の制度金融を事例に——

楊 光 淑

## I. はじめに

近年、世界経済の変化と日本経済の低迷が依然続いているなか、現実的に中小企業を取り巻く環境はますます厳しい状況になっている。それには、円高の現象、バブル経済の崩壊<sup>1)</sup>と金融市場の混乱、景気に対する政府の判断間違いと政策の失敗などがあげられる。特に、今日の金融市場の混乱は、中小企業の資金調達に大きな影響を及ぼしている。これに対して政府は、公的資金による中小企業金融公庫の融資枠の拡大など様々な支援政策を行っている。例えば、中小企業の創業を支援するためのベンチャー・キャピタル財団の設立（自治体が設置：42個）、投資事業組合の設立（銀行が設置：8個）、民間のベンチャー・キャピタル企業が最近多く設立されている（全国：十数個）などがあげられる。また、設備投資や運用資金を支援している従来の金融機関が多数ある。例えば、商工中央金庫、国民金融公庫、環境衛生金庫、中小企業振興事業公社など、その名称と事業内容は多様である。これらの資金源は、政府や民間金融機関からなっている。しかし、それにも関わらず実際、中小企業における資金調達の状況は必ずしも好ましくないのが現状である<sup>2)</sup>。なぜ、戦後最低の公定歩合（現在、0.5パーセント）にもかかわらず中小企業の資金調達は、円滑に行われていない

のか。これは、構造的な要因によるものか、それとも一時的に起こった状況的な要因によるものか。

日本のマクロ経済の観点から言えば、現在の中小企業における資金調達が厳しい背景には、バブル崩壊後に発生した金融機関における巨額の不良債権の処理が順調に進んでいないことによる金融システム全体の不安定、国内の景気後退（個人消費の低迷に伴う販売額の伸び悩みと在庫の増加）、景気に対する将来の不透明性などがある。景気対策として、公共事業の拡大、公定歩合の切り下げ、規制緩和、減税措置などが行われたものの、それなりの成果はあまり現れていないのが現況（産業によっては成長している業種もあるが）である。それと同時に金融面では、1998年度4月から実施される早期是正措置に備えて<sup>3)</sup>、民間金融機関が国際決済銀行（BIS: Bank for International Settlements）の基準に基づく自己資本比率を向上させるために、貸出金の回収に乗り出していることである。すなわち、まだ期限に達していない貸出金や利ざやの少ない貸出金、持ち合い株などのリスク資産の整理に乗り出していることである。これは、現時点において金融資産の流動性が大幅に低下したことと、資産の担保価値が三分の一、五分の一、十分の一までも値下がりしたことから起因する。これによって、ある金融機関では金融逼迫（credit crunch）が生じ、貸し渋り状態に陥っていることである。

こうした個別金融機関の状況は、ついに金融市場全体の信用収縮（credit contraction）まで移行してきたのである。この超低金利下の信用収縮という金融市場の異常な状況に、国の政策失敗も重なっている。すなわち、行財政改革推進の優先による緊縮財政政策、景気判断の誤りによる消費税率の引き上げなどが、個人消費の減退に拍車をかけたようである。すなわち、個人消費の低迷によって、中小企業の活動が萎縮し、その結果として中小企業の生産・設備投資が減少し、さらには倒産せざるをえない中小企業が続出したのである<sup>4)</sup>。

他方、日本国内の金融市場の不安が続いている中で、国外からも中小企

業の資金調達の環境を悪化させる事態が発生した。それは、インドネシアをはじめとする東アジア諸国の為替レートが変動したことである<sup>5)</sup>。急にしかも短期間に起こった東アジア諸国の通貨下落は、邦銀と日系企業に大きな損失を与えている。この事態に対して東アジア諸国は、国際通貨基金(IMF)を利用して対応しているが、この通貨危機はいま全世界の景気にも影響を及ぼし始めた。特に東アジア地域には、日系企業が多く進出しているだけに、国内金融市场にも影響は大きいと考えられる。

こうした国内外の金融市场全体が不安定な状況の中で、最近国内で起きた北海道拓殖銀行の破綻や山一証券の自主廃業申請などによる金融システムへの不安はますます高まり、株価の下落や円安、過去最高の水準に達したジャパン・プレミアムの拡大などと共に、日本経済全体に危機的ともいえる状況が続いている。このような国内外の経済状況は、企業の資金調達にマイナス要因として働き、特に基盤が弱い中小企業にとっては非常に厳しい状況に置かれている。

この小論の目的は、中小企業の資金調達方法の一つである制度金融について、長崎県を事例に中小企業の実態調査を通じて制度金融の仕組みや現状を分析し、その効率化について考察することである。ここで、「制度金融」とは、国や地方自治体によって提供されている融資制度のことを意味する。

まず、第2章では、企業の資金調達に関する一般的な方法やその仕組み、そして中小企業の属性からなる資金調達の特徴について論ずる。第3章では、長崎県における制度金融の位置づけのために、制度金融の種類や特色、利用実態、中小企業を対象に行った資金調達に関するアンケート調査の結果などを分析する。そして、現在中小企業の資金調達と関連した制約要因ならびに制度金融の効率化について議論する。最後に、まとめでは本調査研究からの示唆点や今後の課題について論ずることにする。

## II. 中小企業の資金調達とその特徴

### 1. 企業の資金調達

企業の資金は、自己資金と他人資金に大別することができる。この自己資金の調達は、当初資本金、新株式の払い込みおよび剰余金、減価償却費、資産の資金化からなる。したがって、企業における資金調達は、まず当初資本金（現金、有価証券、不動産、設備など）の投入から始まる。もちろん、企業には、個人形態と法人形態があり、それぞれの規模によってその資金調達の方法が異なる。また、証券市場に株式を上場したかどうかによっても異なってくる。一般に、自己資金の規模は、個人形態の場合、企業が経済活動の結果として獲得した利益を企業に増資するかあるいは個人の資産にするかによって変化する。また、同様に法人形態の株式会社の場合も、その利益を出資した株主の持分として配当金という形で還元するか、すべてまたは一部を還元するかによって自己資金の規模は変化することになる。

また、法人企業の場合、自己資金を増やす方法としては、新株式を発行して増資することが長期資金となる。これは、企業の対外的な信用度が高い場合、有力な資金調達の方法であり、上場企業としては自己資本を増大させる第一の方法でもある。こうした方法と異なる自己資金の調達方法としては、保有資産（固定資産、金融資産など）の資金化がある。これは、すでに投資されている建物や設備の減価償却や売却によって自己資金を調達する方法である。すなわち、過年度における資本投資は減価償却という形で資金化され、これが企業における自己資金形成の源泉となる。また、もう一つの方法としては、資産の売却がある。資産の売却というのは、不要不急の遊休資産を売却し、眠っていた資産を活性化させる方法である。

他方、企業は外部から資金を調達することがある。これが他人資金と呼ばれるもので、これには借入金・社債・企業間信用などがある。代表的に

は、金融機関または公的機関からの借入金がある。借入金は、借金であるので、その利子を支払わなければならない。もちろん、借入に当たっては、その企業が持っている資産を担保にする場合と、無担保にする場合がある。担保に入れた資産は、次の資金化に制約が付くことになる。無担保にしても企業の経営状態またはその将来性によって、その借りられる金額には限度がある。そこで、このような企業（特に中小企業）を支援する融資制度がある。それは、国や地方自治体が設けている融資制度、法律に基づく融資制度など政策的な融資制度である。これを通常「制度金融」と呼んでいる。これが中小企業にとっては、非常に有効な資金調達の手段の一つになりつつある<sup>6)</sup>。

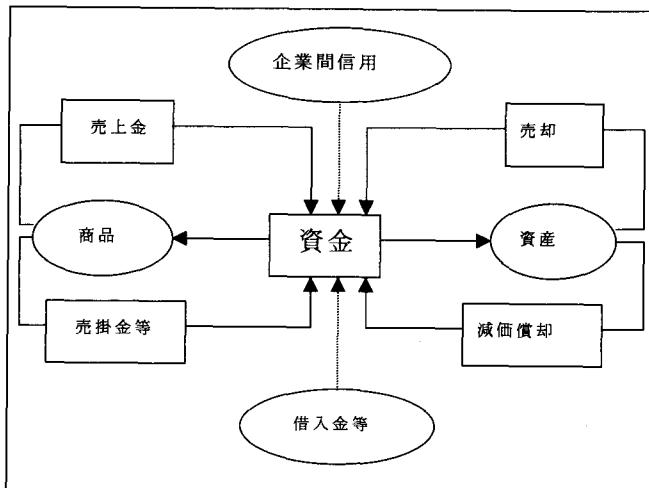
一方、金融機関や公的機関からの借入金と異なる方法で外部から資金調達ができるのが社債である。社債とは、企業が広く一般から資金を集めるために発行する債務証券のことである。これは一定の利子が付き、一定期間後には償還しなければならない。社債による資金調達の利点は、長期に安定した他人資金が得られることである。したがって、設備投資等への資金源として最適である<sup>7)</sup>。社債の償還については、その安定性と確実性が必要とされる。このため法律には、第1に、社債の発行事務について発行会社の面倒をみるとこと、第2に、社債権者に代って元利金の償還に関する一切の権現を持つこと、第3に、担保付きの社債の場合には担保の管理をすることなどが定められている<sup>8)</sup>。企業は社債を発行して資金が調達できるが、社債の発行限度枠について、社債権者保護のため原則として、社債発行残高は資本金および準備金の総額か純資産額のうち少ない方の範囲内に限られる<sup>9)</sup>。

また、他人資金としては、企業間信用によって調達できる資金がある。この方法による資金調達は、短期的に支払いを保留することによって生じるものである。例えば、資材や原材料の購入の場合、購入の際すぐその代金を支払わないで、まずは企業の信用でいったん購入し、ある一定の期間が経過した後支払うことである。これを企業間信用の利用という。すなわ

ち、資材や原材料の購入の際、その代金の支払いに対してある一定の猶予期間が付いている資金である。こうした企業間信用を形にした代表的なものが支払手形である。反面、売掛金、受取手形などは金銭債権のひとつであり、売掛金のような営業債権の場合は与信短縮に当たるものである。すなわち、資金が圧縮され、滞留していた資金が生きた資金として企業に戻ってくることである。以上で論じた企業における資金調達の仕組みを要約すると、〈図2-1〉のとおりである。

ここでは詳しく論じないが、企業の資金調達の方法について、簡単に要約しておく。資金調達は形態別に分類すると、短期資金と長期資金と大別することができる。短期資金としては、短期借入金（当座借越を含む）、割引手形（C・Pの発行を含む）、支払手形、買掛金、未払金、前受金、売上債権の譲渡などがある。長期資金としては、株式払込、社債（転換社債、新株引受権付社債を含む）、長期借入金、利益内部留保（減価償却、引当金を含む）、リースの利用、遊休資産の処分（土地信託を含む）などがあげられる<sup>10)</sup>。これらの資

図2-1 企業の資金とその循環



金は、その資金の特徴によって、わりに調達しやすいものとそうではないものがあるが、基本的には企業の資産（担保能力）や対外的な信用度に左右される。

## 2. 中小企業の制度金融と関連金融機関

### (1) 中小企業の属性と金融市場

一般に、中小企業<sup>11)</sup>は、規模が小さいことと同時に、自己資本比率も低い（資本の過小性）と言われている。したがって、資金が不足の場合には、外部の借入金に依存するが多い。外部からの資金調達も、大企業が証券市場を通じて株式および社債の売却によって直接的な資金調達が可能なのに対して、中小企業はこれが難しい。なぜならば、中小企業の属性によることがあるが、まず対外的な知名度ないしは信用度が低いため、株式あるいは社債の市場性がないからである。これは、中小企業の資本が経営者たちの血縁者を中心に構成されていることが多いということからも起因する。それで、中小企業は金融機関からの間接的な資本調達の方法をとるしかない。一方、現実の中小企業の中には、企業財務上の自己資本比率は低いが、企業主個人の資産は意外に大きいところもある。この場合は、企業の資金が逼迫すれば企業主個人の資産が流用されることも多い。自己資本比率が低い割には強い資金調達能力を持ってるケースもあるということである。こうした資金調達能力があるにもかかわらず、金融機関からの借入金が多いのは、節税効果があるからかもしれない<sup>12)</sup>。

中小企業の資金不足について、政府の支援政策は今日まで種々の機関を通じて行われてきた。全国的な都市銀行においても中小企業に対する金融は行われてきたが、最近ある金融機関の貸し渋りの状況からよくわかるように、逆に現在のような金融逼迫期には貸し出しが抑制される。バブル経済のような金融緩和期には拡大されるといった傾向が強い。反面、地方銀行が地元の中小企業との親密な関係を定着させ、中小企業に対する貸し出しを強化するのは当然かもしれない。そして、相互銀行、信用金庫、信用

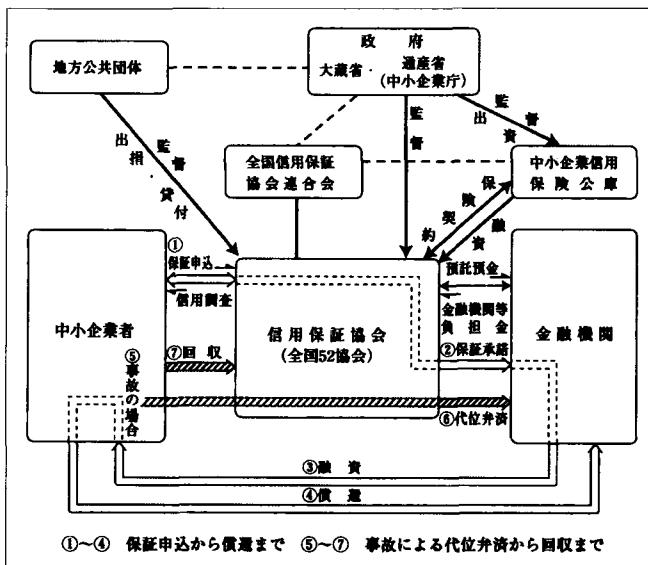
組合といった中小企業専門の金融機関が中小企業の資金源といえよう。これらの民間金融機関以外にも補完的役割を果している政府系の金融機関もある。

中小企業の資金調達と制度金融との関わりが深い政府系金融機関としては、商工組合中央金庫<sup>13)</sup>、中小企業金融公庫<sup>14)</sup>、国民金融公庫<sup>15)</sup>などがある。商工組合中央金庫は、政府が中小企業の協同組織化を金融面から支援するために、政府出資と金融債（割引商工債券）を源資とする金融機関である。また、中小企業金融公庫と国民金融公庫は、全額政府資金提供によって運用される中小企業専門の金融機関であり、中小企業の中でも比較的規模の大きい企業は中小企業金融公庫が、また規模の小さい企業は国民金融公庫が対応している。特に、国民金融公庫からは、商工会議所や商工会の経営指導員の指導とあっせんを前提に、無担保・無保証の融資が受けられる。また、国の金融政策の中には、中小企業事業団が担当する高度化融資のように、中小企業の共同化を進めるために、特別の低利率ないし無利子で長期間貸付けする国の政策融資がある。これには、地元金融機関の補完的融資が加わる場合も多く、中小企業にとって重要な資金源となっている。

## （2）中小企業の制度金融と信用保証制度

中小企業は政府や法律による融資制度すなわち制度金融を利用したり、民間金融機関を利用して資金を調達する。中小企業が制度金融を利用する場合は、ほぼすべてが信用保証協会の保証をつけることになっている。これによって、中小企業信用保険公庫との関係も自動的に結びつくことになり、金融機関は安心して貸付ができることになる。このような業務を行っている信用保証協会は、資金借入の企業だけでは信用を求める場合が多く、保証額が高額のときは担保を徴収する場合もある。しかし、万一中小企業が金融機関からの借入金の返済不能に陥った場合、まず信用保証協会が企業に代ってその借入金を弁済してくれる制度がある。信用保証協会の

図 2-2 信用保証制度の仕組み



(出所) 全国信用保証協会連合会『信用保証制度の現状』1997年, 5頁。

保証によって融資を受けた中小企業者が債務を履行できなくなつて信用保証協会がこれに代つて代位弁済を行つた場合には、金融機関の貸付債権は信用保証協会に移り、信用保証協会がその中小企業者から弁済資金を回収することになる<sup>16)</sup>。この仕組みを図で表すと、〈図2-2〉のとおりである。

代位弁済の後、信用保証協会は、その中小企業者から経営の立ち直りを図りつつ、長期的にわたつて債権を回収する仕組みとなつてゐる。また、中小企業信用保険公庫が信用保証協会の信用保証の再保険機関として保証機能を補完している。中小企業信用保険公庫は、信用保証協会の保証債務についての保険業務を行うほかに、信用保証協会の保証業務に必要な低利資金の貸付も行つてゐる<sup>17)</sup>。制度金融においては、この2つの制度が地方

公共団体の中小企業に対する支援施策の柱となっているのが一般である。

### III. 長崎県における制度金融の現況分析

#### 1. 制度金融の種類と特色

##### (1) 県の融資制度

県の融資制度には、経営安定対策貸付（中小企業振興資金、季節資金、協同組合振興資金など3種類）、体质強化対策貸付（地域産業対策資金、下請中小企業経営合理化資金、大型店等進出対策資金など3種類）、経済活性化対策貸付（創造的中小企業支援資金、ふるさと産業振興資金、先端技術等導入資金、しまの起業化促進資金、中小企業投資促進資金など5種類）、小規模企業育成対策貸付（小規模企業振興資金、無担保無保証人資金、信用組合育成強化資金など3種類）、特別対策貸付（下請企業手形割引あっせん資金、連鎖倒産防止資金、特定不況倒産防止資金、雲仙岳噴火災害中小企業移転対策資金、雲仙復興支援資金（がまだす資金）、中小企業緊急無担保資金など6種類）、その他の貸付（小規模企業共済融資、航路改善対策資金、内航海運改善資金、過疎バス事業維持改善資金、旅客航路事業経営安定資金、中小企業労働福祉施設等改善資金、漁業近代化資金、水産加工資金、水産加工経営改善促進資金、長崎県水産産業振興資金、地域総合整備資金（ふるさと融資）、福祉のまちづくり整備資金など12種類）など合計32種類がある。

##### (2) 市町の融資制度

市の融資制度としては、中小企業季節資金、中小企業経営安定資金、中小企業組合事業資金、中小企業組合事業季節資金、中小企業開業資金、中小企業連鎖倒産防止資金、中小企業心身障害者設備資金、中小企業災害資金、中小企業中元・年末特別融資、中小企業経営合理化資金融資、中小企業小口事業資金融資、中小企業先端技術等導入促進資金融資、中小企業等組合融資、中小企業協同組合等振興資金、小規模企業振興資金、中小企業振興資金、中小企業活性化資金などがある。

町の融資制度としては、小規模企業振興資金、中小企業振興資金、中小商工業者振興資金、産業振興資金、商工振興特別融資、中小企業特別融資などの制度名で約6種類程度がある。これらの市町の融資制度には、多くの種類があるが、融資の目的は、県の融資制度とほとんどが同じである。

### (3) ベンチャー・キャピタル<sup>18)</sup>による融資制度

長崎県におけるベンチャー・キャピタルは、長崎県が長崎県産業技術振興財団に出資し、創造的中小企業を支援している。現在、長崎県が提供しているベンチャー・キャピタルの融資制度をまとめると、〈表3-1〉のとおりである。しかし、現実的には、との分野にても先端技術に対する実用化ならびに市場性を特定するのが融資の審査対象になるため、それには、非常に難しい問題が存在する。例えば、非常に特殊な分野においては、それを的確に審査・判断できる専門家集団があるかどうかという点もある。現在は、それに当たる審査会が設けてあるが、全分野をカバーすることは難しいのが現実であろう。また、長崎県地域経済の観点から見ても、新しい技術を開発して未来の地域先導産業を育成することは、非常に重要な意味を持っている。こうすることによって、地域産業構造は高度化され、地域経済の基盤が強くなるのである。したがって、ベンチャー・キャピタルの役割は、ただ新しい産業を生むことのみならず、今後中小企業の活性化には欠かせない絶対必要条件となっていると言っても過言ではないであろう。

以上、長崎県における制度金融からわかるように、ある程度の基準を設けて貸付の業務の効率化を図っているのも事実である。しかし、これを中小企業者の立場から見ると、種類が多くて、分かり難い面もある。また、実際利用するときは、どの制度に対象になるのかについても戸惑うこともあるであろう。この点については、企業訪問の際にもよく聞かされた事項でもある。つまり、行政側から見れば効率的なものが、中小企業側から見れば非効率的なものもあるわけである。この点は、今後行政側ならびに関

表3-1 長崎県のベンチャー・キャピタルによる融資制度

制度	対象者	限度額	期間
ふるさと産業振興資金	<p>①新商品として企業化が行われ又は可能なもの</p> <p>②地場資源、伝統的技術等を活用した郷土産品の販路開拓その他の地場産業の振興に特に必要なもの</p>	<p>設備資金 50,000千円以内</p> <p>運転資金 20,000千円以内</p>	<p>設備資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</p>
先端技術等導入資金	<p>県内の中小企業者で1年以上事業を継続し、かつ県税を完納しているもので、次の各号に掲げるものに関する設備資金及び開発資金を必要とするもの。</p> <p>①エレクトロニクス応用機器</p> <p>②新素材応用機器</p> <p>③バイオテクノロジー及び食品加工技術</p> <p>④その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>設備資金 (土地に係る資金を除く) 50,000千円以内</p> <p>運転資金 50,000千円以内</p>	7年以内（うち据置1年以内）
しまの起業化促進資金	<p>県内離島振興対策実施地域において新規に中小企業者として開業しようとする者のうち、次の各号のすべてに該当する者で満24歳以上の者</p> <p>①原則として過去同一事業に従事した経験のある者</p> <p>②県内に原則として1年以上住居を有する者</p> <p>③客観的に裏業開始のための手続きに着手していることが認められるもの</p>	<p>設備資金 10,000千円以内</p> <p>運転資金 5,000千円以内</p> <p>ただし、所要額の70%以内</p>	<p>設備資金10年以内（うち据置2年以内）</p> <p>運転資金5年以内（うち据置1年以内）</p>

(出所) 長崎県商工労働部企業振興課『ナガサキ・ベンチャー・ロード』1998年より作成。

連機関が互いに協議の上、改善すべく課題であろう。

#### (4) その他の法律による融資制度

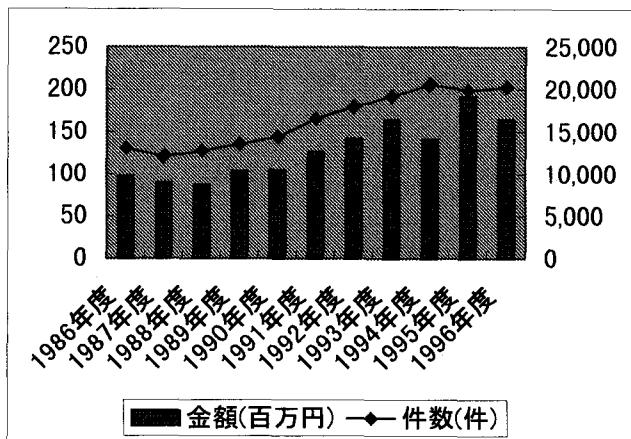
その他の法律による融資制度には、中小企業高度化資金貸付制度、中小企業設備近代化資金貸付制度、設備譲渡制度、地域中堅企業技術高度化設備譲渡資金、中小企業自立化促進資金など5種類がある。まず、中小企業高度化資金貸付制度というのは、個別の企業の力では近代化を達成できない中小企業者が協同組合等を組織して事業の共同化、協業化、集団化等を行い、企業体質の強化、公害問題の解決等を図る場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度である。中小企業設備近代化資金貸付制度は、中小企業者を対象に機械設備の設置に要する資金の50%以内を長期無利子で貸付け、企業の近代化を図るものである。設備譲渡制度は、小規模事業者が機械設備を導入（新設・増設・更新）するとき、公社が企業に代わって機械設備を導入し、長期低利の割賦販売又はリースによって譲渡できるようにした制度である。地域中堅企業技術高度化設備譲渡資金は、技術の高度化、新製品の開発・製造に必要なハイテク設備の導入を促進し、中小企業者の体质強化を図るために、公社が中小企業者に代わって設備を購入し、これを現物譲渡する制度である。中小企業自立化促進資金は、製造業を営む中小企業者が、独自の製品・技術の開発や専門化を図ることにより、親企業との対等なパートナーシップの確立、自社ブランド製品・技術による全国展開等、経営の自立化を促進するために必要な設備を導入する際、長期低利で公社が資金を貸付する制度である。このなかで、地域中堅企業技術高度化設備譲渡資金と中小企業自立化促進資金の融資制度は、長崎が独自で設けている制度である。その特徴は、他の融資制度より利率を低くし、また償還条件を緩和して中小企業の資金調達を支援するものである。

## 2. 制度金融の利用実態分析

制度金融を利用するときには、ほとんどが長崎県信用保証協会の保証を

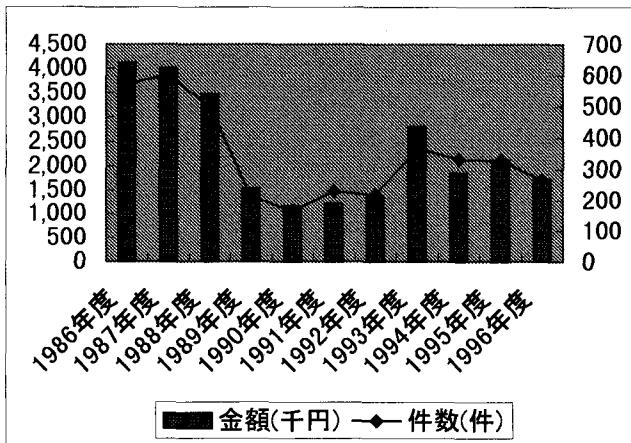
受けていることになっている。それゆえ、この長崎県信用保証協会の実績より制度金融の利用実態を分析することができる。まず、長崎県における制度金融の利用度を把握するため、長崎県信用保証協会の保証承諾の推移をみ

図3-1 長崎県制度金融による保証承諾の推移



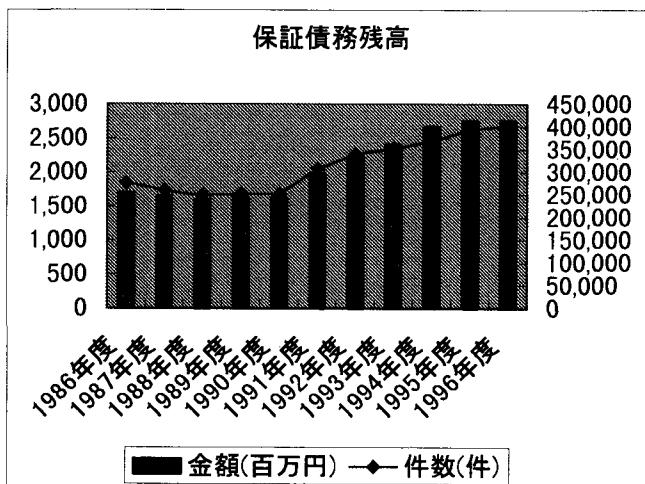
(出所) 長崎県信用保証協会『保証月報』各年度3月より。

図3-2 長崎県制度金融における代位弁済の推移



(出所) 長崎県信用保証協会『保証月報』各年度3月より。

図3-3 長崎県制度金融による保証債務残高の推移



(出所) 長崎県信用保証協会『保証月報』各年度3月より。

ると、バブル経済の崩壊が始まる1990年度より保証承諾の件数と金額が急増していることがわかる(図3-1参照)。これは、1991年度から代位弁済の件数と金額が増加し始め、1993年度にはピークに達することになる(図3-2参照)。この代位弁済の増加に伴い、保証債務残高は1992年度から年々増加し、1996年度にはその件数が40万件を越えてその金額も27億6千万円程度まで膨れ上がっている(図3-3参照)。このような傾向の背景には、まずバブル経済の崩壊と共に景気の低迷が続いたことに原因がある。もちろん、不良債権による一部の金融機関の貸し渋りが原因ともあるが、長崎県に限ってその影響は少ない。これは、中小企業の資金調達が金融機関との取引上、構造的に都市銀行にあまり依存していない状況からである。

### 3. 制度金融に関するアンケート調査分析

#### (1) 調査概要

長崎県の制度金融に関するアンケート調査は、長崎市と佐世保市に分布

している中小企業からランダムに抽出した商業部門の200社および製造業部門の310社を対象にした。調査期間は、1997年7月11日～21日（第1次調査：商業部門）、12月8日～18日（第2次調査：製造業部門）と2回に渡って郵送回収調査と面接調査を並行して行った。中小企業に対するアンケート調査の有効標本数は、第1次実態調査が59社（回収率30%）、第2次実態調査が114社（回収率37%）である。

## (2) 調査結果

中小企業の資金調達に関するアンケート調査は、第1次実態調査（商業部門）と第2次実態調査（製造業部門）の質問が若干異なる。第2次実態調査の際、製造業部門には、取引先の金融機関数とベンチャー・キャピタルに関する質問を追加した。したがって、同じ質問については比較しながら分析することにする。

まず、中小企業における制度金融の認識度を聞いた質問では、「知らない」と答えたのが商業部門で41%、製造業部門で25%を占め、両部門の間に若干差があることがわかった。すなわち、商業部門には制度金融に関する情報が十分伝わっていない状態とも言えよう。制度金融を知ったきっかけについては、両部門において「商工会議所や金融機関」からの情報収集がそれぞれ68%と65%程度、また「政府の広告や関連印刷物」からもそれぞれ27%と22%程度を占め、民間の関連機関が紹介の中心になっていると判断できる。制度金融の内容については、「分かりにくい」が両部門においてそれぞれ17%と14%を占めているが、これは説明不足ではないかと思われる。この「分かりにくい」に対する第一の理由については、「制度の種類や融資対象の条件」がそれぞれ69%と41%程度、また「手続きの仕組み」がそれぞれ23%と47%程度を占め、両部門が対照的な結果を見せている。つまり、商業部門では制度の種類や融資対象の条件が理解しづらいと答えているのが多いが、製造業部門では手続きの仕組みが理解しづらいと答えているのが多い。これは、制度の種類やその目的からわかるように、製造

表3-2 制度金融の認識度

質問		商業	製造業
問1. 政府（国・県市町）の制度によって提供されている制度金融は、ご存知ですか。	①知っている ②知らない	59% 41%	75% 25%
	合計	100%	100%
1-1. 制度金融を知ったきっかけは、どこからですか。	①政府の広告や関連印刷物 ②知人の紹介 ③商工会議所 ④金融機関 ⑤その他	27% 5% 30% 38% 3%	22% 11% 38% 27% 2%
	合計	100%	100%
1-2. 制度金融の仕組や内容は、どうですか。	①分かり易い ②普通 ③分かり難い 合計	14% 69% 17% 100%	16% 71% 14% 100%
1-3. 制度金融が分かり難い第1の理由は、何ですか。	①制度の種類や融資対象の条件 ②制度別目的の不明瞭 ③手続きの仕組み 合計	69% 8% 23% 100%	41% 12% 47% 100%

業部門に対してはその専門領域がある程度はっきりしている反面、商業部門に対しては対象の条件が解釈上曖昧な面をもっているからではないかと思われる（表3-2参照）。

制度金融の利用目的については、両部門とも「運転資金のため」が半分以上を占めており、「県市町の融資制度」を多く利用している。融資の際、その手続きについては両部門とも「複雑」がそれぞれ42%と36%程度を占めて、ある程度手続きの簡素化が必要であることを示した。融資の条件については、製造業部門においてのみ13%が「厳しい」と答えていたが、お

表3-3 制度金融の利用状況

質問		商業	製造業
問2. 現在、制度金融利用している場合、その目的は、何ですか。	①運転資金 ②設備資金 ③運転設備資金	52% 28% 20%	68% 16% 16%
	合計	100%	100%
2-1. 現在、利用している制度金融は、どの制度ですか。	①県市町の融資制度 ②政府系金融機関の融資制度 ③その他法律による融資制度	48% 33% 19%	52% 31% 17%
	合計	100%	100%
2-2. 融資の際、その手続きは、どうでしたか。	①簡単 ②複雑	58% 42%	64% 36%
	合計	100%	100%
2-3. その融資条件は、どの程度でしたか。	①易い ②普通 ③厳しい	19% 76% 5%	17% 70% 13%
	合計	100%	100%

おむね理解していると言えよう（表3-3参照）。ただし、制度金融が存在することを知っているながらあえて制度金融を利用しない理由を聞いたところ、「銀行よりも厳しい条件」と答えたのが、両部門ともそれぞれ45%と42%を答えたことから見ると、これは本実態調査当時、制度金融の利率の調整（県市町、長崎県信用保証協会、民間金融機関からなる協議会の調整）が遅れて、民間金融機関のそれより若干高い方であったから起因するものと思われる。また、「銀行の方が気軽である」という解答も見られ、制度金融の利用者に対する行政側の対応にも改善の余地がうかがえる。特に、「利用対象制度がない」という回答もあって、制度の限定性と包括性の限界をあらわした（表3-4参照）。

表3-4 制度金融を利用しない理由

質問	商業	製造業
問3. 知っているが利用しない理由は、何ですか。	①銀行よりも厳しい条件 ②銀行の方が気軽である ③利用対象制度がない ④毎年連続的利用が不可 ⑤固定金利のため ⑥手続きが複雑 ⑦現時点での必要性がない	45% 18% 18% 9% 10% 0% 0%
	合計	100% 100%

表3-5 民間金融機関の利用状況

質問	商業	製造業
問4. 民間金融機関から融資は、受けていますか。	①受けている ②受けていない	61% 39% 合計 100% 100%
4-1. その目的は、何ですか。	①運転資金 ②設備資金 ③運転設備資金	53% 30% 16% 合計 100% 100%
4-2. 現在、主に利用している金融機関は、どこですか。	①都市銀行 ②地方銀行 ③その他の金融機関	11% 66% 24% 合計 100% 100%
4-3. 主な取引先の金融機関は、何個所ですか。	①1個所 ②2～3個所 ③4～5個所 ④6個所以上	— — — — 合計 100%

中小企業の大半は、民間金融機関を利用しているが、その目的は制度金融の場合と同じく「運転資金」が半分以上を占めている。主に利用している銀行は、地方銀行であり、主な取引先の金融機関（製造業部門のみ）は、1個所が26%，2～3個所が68%を占めて、金融取引の多様化にはなっていないことと言えよう（表3-5参照）。

長崎県によって提供されているベンチャー・キャピタルによる融資制度（製造業部門のみ）については、70%が「知らない」と答えて、まず情報が十分に伝わっていないと言えよう。「知っている」と答えた中小企業は、その

表3-6 ベンチャー・キャピタルの認識度

質問	製造業	
問5. ベンチャー・キャピタルによる融資制度は、ご存知ですか。	①知っている	30%
	②知らない	70%
	合計	100%
5-1. ベンチャー・キャピタル制度を知ったきっかけは、どこからですか。	①県の広告や関連印刷物	54%
	②知人の紹介	8%
	③商工会議所	29%
	④その他	8%
	合計	100%
5-2. ベンチャー・キャピタル制度の仕組みや内容は、どうでしたか。	①分かり易い	5%
	②普通	73%
	③分かり難い	23%
	合計	100%
5-3. ベンチャー・キャピタル制度が分かり難い第1の理由は、何ですか。	①制度別目的の不明瞭	13%
	②手続きの仕組み	63%
	③融資の条件	13%
	④その他	13%
	合計	100%

情報を「県の広告や関連印刷物または商工会議所」から得ているが、その中身については理解は示したもの、その手続きについてはよく分からぬのが現状であろう（表3－6参照）。長崎県におけるベンチャー・キャピタルは、長崎県産業技術振興財団に委託して運営されている。現在、このベンチャー・キャピタルを利用している企業は1社で、その融資期間は1年か2年の短期間の融資である。これから見る限り、ベンチャー・キャピタルをフルに活用しているとは言えないのが現状である。この意味では、もっと未来型の産業を発掘して短期間ではなく、長期間に渡って支援できる制度金融にすることが必要であろう。

面接調査やアンケート調査の際、現在の制度金融に対する要望なり意見を聞いたところ、「更に多くの情報提供がほしい」、「融資条件が厳しいので緩やかにしてほしい」、「資金調達についての冊子を送付してほしい」、「審査の際、過去のデータにこだわりすぎる」、「リスクを見込んだベンチャー・キャピタルの確立が必要」、「高齢者に対する融資が皆無である」、「実績主体の融資しかない」、「利益償還能力を上回る返済義務の現状改善」、「保証料を支払うのに保証人は必要なのか」、「あらゆる職種に対する融資制度の提供がほしい」などが寄せられた。これら以外にも、資金調達と絡んで中小企業と大手企業との関係や経営の厳しい状況に関する意見が多くあった。

#### 4. 資金調達の制約要因と制度金融の効率化

ここでは、中小企業の資金調達を取り巻く制約要因について議論し、制度金融の効率化について論ずることにする。現在、日本の経済社会の全体的な状況から言えば、第1には個人消費の低下による景気の落ち込み、第2には不景気に伴う資産における流動性の低下（特に土地や建物などの不動産）、第3には不良債権の未処理による金融システム全体の不安定、第4には為替相場と株価の低下傾向、第5には自己資本率を上げるための融資枠の縮小による金融機関の貸し渋り状態、第6には経済政策の失敗と景気展

望の不透明などが中小企業の資金調達に対して外部的な制約要因となっている。もちろん、政府は、民間金融機関に対して公的資金を投入するなど打開策を打ち出しているが、なかなかその効果が現れないのが現時点での悩みであろう。このような制約要因は互いに結びついているので、どの要因も独立しているとは言えない。そして、これらの制約要因を取り除くには、政府の総合的な政策によって改善されるものであるため、中小企業から見れば早期に転換されることを望むばかりである（現在、国会では総合経済対策が議論中である）。特に、中小企業において景気の落ち込みというのは、企業活動の全般に影響を及ぼす制約要因であるため、政府の景気対策が鍵となる。今回の個人消費の落ち込みは、ことに中小企業の資金調達に大きな打撃を与えている。これを改善するには、具体的な政策も重要であるが、心理的な政策も非常に重要であることを指摘したい。すなわち、日本経済の転換期とも言える今日、将来に対する明るいビジョンを内外に政府が示すことである。これが国外に対しては信用度を高め、国内に対しては中小企業の生産意欲を強める材料になり、国民には消費行動のきっかけになるからである。

一方、中小企業の内部的な制約要因としては、①消費傾向の低迷による新製品開発の意欲低下と在庫の増加、②資産市場の不安と担保価値の低下による資産売却の不調、③本来の自己資本率の低さ、④経営者のリスク管理に対する認識不足による放漫経営などがあげられる。バブル経済期の放漫経営による中小企業の破綻は、時間が過ぎるにつれ、激しさを増している。しかし、健全な中小企業がこの環境に巻き込まれて被害を受けるのは、最小限に止める必要がある。

このような状況から離脱するためには、調査分析の結果からも分かるように、まず中小企業が制度金融を上手に利用するように、関連情報を広く知らせる必要がある。また、融資枠ならびに融資対象を広げるとともに、その手続きについても簡素化なり条件を緩和する必要がある。現在、長崎県においては民間金融機関（地方銀行）が貸し渋り状態ではないので、日本

全国的な状況とは若干状況が異なるが、民間金融機関より制度金融のメリットがなければその意義が問われることになるであろう。この意味で、特定分野に限定する制度にして全体の融資枠を狭くするより、融資制度の種類を調整して統合的運用することも検討すべきであろう。すなわち、民間金融機関よりもっとアクセスしやすい制度金融でなければならない。また、ベンチャー・キャピタルの運営も言葉どおりに、貸出金の回収の見込みより地域の先導産業を開発・育成するという次元で戦略的な制度金融として運営することが必要であろう。これは、地域経済構造の特徴から見ても、長崎県の場合、いくつかの大手企業に依存している中小企業が多いため、新しい地域産業の開発が今後の地域発展に欠かせない要因となっているからである。

#### IV. ま　と　め

本論文では、中小企業の資金調達と関連して長崎県を事例に国や地方自治体が提供している制度金融について考察してきた。本来、中小企業は民間金融機関からの資金調達が多いが、ここで、制度金融を論点として選んだ理由は、特に現在のような不景気の場合、政府の役割としての財政的な支援政策の意義を明らかにするねらいがあったからである。現実的に制度金融の依存度ならびに関心度は、その需要と共に高まる傾向にある。しかし、「小さい政府」と「自由競争の原理」を強調している現政権のもとでは、現実の要求とは反するもので、これにどのように答えていくかが今後の課題であろう。

本調査研究を通じて中小企業が直面している問題は、経済的な資金面だけではなく、それに伴う精神的な面も限界水準に達していることがわかった。この問題を解消するためにも、中小企業の資金調達の状況が一日も早く改善されることを期待するばかりである。

注

- 1) このバブル経済については、野口悠紀雄『バブルの経済学—日本経済に何が起こったのか』日本経済新聞社、1992年と宮崎義一『複合不況』中公新書、1992年を参考にせよ。
- 2) これは、金融機関の貸し渋り状態によるものもあるが、必ずしも金融機関の基金不足により個人消費の低下と中小企業の経営不振による貸出需要の減少にも原因がある。
- 3) これは、いわゆる日本版金融ピックパンに備えるための措置でもあり、金融機関の健全化のための措置でもある。
- 4) 東京商工リサーチ経済研究室の発表によると、1997年4月から1998年3月までの全国の倒産件数は、17,496件でその負債総額は14,523,619百万円である。ダンアンドブラッドストリートジャパン株式会社のホームページ、<http://www.dnb.co.jp/japanese/ba9803ge.htm>、1998年、5月18日。
- 5) インドネシアは、為替レートの急激な変動（ペソの切下）によって、現在は経済問題から政治問題まで発展している。
- 6) 長崎県の場合、中小企業の借入金総額の割合は、制度金融の利用金額が年々増加し、1986年約2.5%から1997年には約5.5%まで増加し、全体的には制度金融の役割が強化されていると言えよう。
- 7) 社債の変形として転換社債とは、一定の条件のもとに社債から株式へ転換できる社債である。企業としては、いったん社債として発行し、確定利付きの社債として取扱い、株式へ転換すれば安定した自己資金が調達できることになる。株式へ転換することにより、払い込み剩余金が発生することも、企業にとっては魅力となっている。
- 8) これは、商法297条によるものである。
- 9) 社債発行限度暫定措置法では、資本金および準備金の総額の2倍まで発行できるよう規定している。
- 10) 朝日新和会計社『資金調達実務ハンドブック』中央経済社、1992年、28頁。
- 11) 中小企業の概念については、寺岡寛「中小企業基本法と中小企業——政策対象としての中小企業をめぐって——(1), (2)」第3巻、第2号および第4巻、第1号『中京経営研究』中京経営学部、1994年を参考にせよ。
- 12) 藤田敬三・竹内正巳『中小企業論』有斐閣、1994年、87頁。
- 13) 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫法に基づいて中小企業等協同組合主に中小規模の事業者で構成される団体およびその構成員に資金を提供する目的で設立された中小企業者の組織金融機関である。その資本金は、政府の出資金と所属団体の出資金で成立っている。出資金以外に預金の受け入れや債券の発行から政府の財政資金の受け入れ額が貸出資金源に充てられている。

- 14) 中小企業金融公庫は、一般の金融機関から融資を受けにくい設備資金や長期の運転資金を中小企業者に融資するために、全額政府出資によって発足した金融機関である。貸し付け資金は、政府からの出資金と政府保証外債の発行によって低利資金の導入によって成り立っている。
- 15) 国民金融金庫は、庶民金庫と恩給金庫の業務を継承して一般金融機関から融資を受けるのが困難な国民大衆に必要な事業融資を供給するために、全額政府出資によって発足した金融機関である。
- 16) この場合は、代位弁済額の70%または80%が中小企業信用保険公庫から信用保証協会に保険金として支払われる。
- 17) 保証債務が各種保険の対象中小企業者、対象資金、貸付保険限度の範囲内であれば信用保証協会が保証すると、自動的に保険関係が成立するように包括保険契約が信用保証協会との間に締結されている。中小企業信用保険公庫は信用保証協会から信用保険料を徴収するが、信用保証協会が中小企業者に代って借入債務を弁済したときは、これを保険事故として信用保証協会に対して保険金を支払うことになっている。
- 18) 日本のベンチャー・キャピタルの歩みについては、浜田康行『日本のベンチャー・キャピタル』日本経済新聞社、1996年の第2章を参考にせよ。

### 参 考 文 献

- 朝日新和会計社『資金調達実務ハンドブック』中央経済社、1992年。
- 野口悠紀雄『バブルの経済学—日本経済に何が起こったのか』日本経済新聞社、1992年。
- 浜田康行『日本のベンチャー・キャピタル』日本経済新聞社、1996年。
- 藤田敬三・竹内正巳『中小企業論』有斐閣、1994年。
- 宮崎義一『複合不況』中公新書、1992年。
- 寺岡寛「中小企業基本法と中小企業——政策対象としての中小企業をめぐって——(1)」『中京経営研究』第3巻、第2号、中京大学経営学部、1994年。
- 寺岡寛「中小企業基本法と中小企業——政策対象としての中小企業をめぐって——(2)」『中京経営研究』第4巻、第1号、中京大学経営学部、1994年。
- 全国信用保証協会連合会『信用保証制度の現状』1997年。
- 長崎県商工労働部企業振興課『ナガサキ・ベンチャー・ロード』1998年。

長崎県信用保証協会『保証月報』1986年～1996年。

ダンアンドブラッドストリートジャパン株式会社のホームページ,  
*http://www.dnb.co.jp/japanese/ba9803ge.htm*, 1998年5月18  
日。

\*付記：本稿は、1997年度全国銀行学術研究振興財団助成金による研究成果である。